

公立大学法人和歌山県立医科大学教育水準向上委員会規程

制 定 令和3年11月25日和医大規程第66-2号

(趣旨)

第1条 和歌山県立医科大学における学部及び大学院の教育水準、資質向上を図るため、学長の下に教育水準向上委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育水準、資質向上のための組織、実施体制に関すること。
- (2) 教育水準、資質向上のための実施方法に関すること。
- (3) 教育水準、資質向上のための機能強化に関すること。
- (4) 教育水準、資質向上のための調査・研究に関すること。
- (5) 各学部等が行う教育水準、資質向上のための活動に対する支援に関すること。
- (6) 全学的な連絡・調整に関すること。
- (7) その他教育水準、資質向上のために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当理事（医学部長）
- (2) 副学長（大学院改組担当）
- (3) 学生部長
- (4) 教育研究開発センター長
- (5) 保健看護学部長
- (6) 薬学部長
- (7) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ等)

第7条 委員会に専門的事項を審議するため、ワーキンググループ等必要な下部組織を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、関係各課室の協力を得て、学生課が総括する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和3年11月25日から施行する。